

現規程	改正案	備考
<p style="text-align: center;">第 8 章 指導者</p> <p>〔指導者の養成〕 <u>第 1 7 5 条</u> 本協会は、サッカー指導者の資質及び指導力の向上を図り、サッカーの普及及び振興を促進するため、指導者養成事業を行う。</p> <p>〔指導者ライセンスの種類〕 <u>第 1 7 6 条</u> 本協会が認定する指導者ライセンスの種類は、次のとおりとする。 (1) S 級コーチライセンス (2) A 級コーチジェネラルライセンス (3) A 級コーチU 1 2 ライセンス (4) B 級コーチライセンス (5) C 級コーチライセンス (6) D 級コーチライセンス</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 指導者</p> <p><u>第 1 7 5 条〔指導者〕</u> 本協会に登録された指導者に関する事項は、別途制定する「指導者に関する規則」に定めるところによる。</p> <p><u>第 1 7 6 条から第 1 8 0 条は削除</u></p> <p style="text-align: center;">指導者に関する規則</p> <p><u>第 1 条 〔目的〕</u> 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）に登録された指導者（以下「指導者」という）の資格及び地位に関する事項について定める。</p> <p><u>第 2 条 〔指導者の養成〕</u> 1. 本協会は、指導者の資質及び指導力の向上を図り、サッカーの普及及び振興を促進するため、指導者養成事業を行う。 2. <u>本協会による指導者養成事業（指導者講習会開催、ライセンスの認定及びライセンス適格性の再審査等）は、本協会技術委員会がこれを所管する。</u></p> <p><u>第 3 条 〔ライセンスの種類〕</u> 1. 本協会が認定する指導者ライセンスの種類は、次のとおりとする。 (1) S 級コーチライセンス (2) A 級コーチジェネラルライセンス (3) A 級コーチU-15 ライセンス (4) A 級コーチU-12 ライセンス (5) B 級コーチライセンス (6) C 級コーチライセンス</p>	<p>第 8 章指導者を基本規程から独立させ、「指導者に関する規則」を制定する。</p> <p>目的を記載</p> <p>技術委員会の所管事項を明記した</p> <p>新ライセンスの記載</p>

<p>(7) キッズリーダー</p> <p>2. 本協会が認定する指導者付加ライセンスの種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ゴールキーパーA級コーチライセンス (2) ゴールキーパーB級コーチライセンス (3) ゴールキーパーC級コーチライセンス</p> <p>3. 前項各号のライセンスは、次の場合に付加される。</p> <p>(1) 第1項第1号から第3号のライセンス保持者で、ゴールキーパーA級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第1号のゴールキーパーA級コーチライセンスが付加される。</p> <p>(2) 第1項第1号から第4号のライセンス保持者で、ゴールキーパーB級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第2号のゴールキーパーB級コーチライセンスが付加される。</p> <p>(3) 第1項第1号から第5号のライセンス保持者で、ゴールキーパーC級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第3号のゴールキーパーC級コーチライセンスが付加される。</p> <p>(新規)</p> <p>〔ライセンス保有者の登録義務〕</p> <p>第177条 本協会がライセンスを認定した指導者は、JFA公認指導者登録制度に基づき、本協会に登録しなければならない。ただし、前条第1項第7号に定めるキッズリーダーの登</p>	<p>(7) D級コーチライセンス (8) キッズリーダー <u>(9) フットサルB級コーチライセンス</u> <u>(10) フットサルC級コーチライセンス</u></p> <p>2. 本協会が認定する指導者付加ライセンス（<u>前項の指導者ライセンスの種類と合わせて、以下「ライセンス」と総称することがある</u>）の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ゴールキーパーA級コーチライセンス (2) ゴールキーパーB級コーチライセンス (3) ゴールキーパーC級コーチライセンス</p> <p>3. 前項各号の指導者付加ライセンスは、次の場合付加される。</p> <p>(1) 第1項第1号から第5号のライセンス保有者で、ゴールキーパーA級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第1号のゴールキーパーA級コーチライセンスが付加される。</p> <p>(2) 第1項第1号から第5号のライセンス保有者で、ゴールキーパーB級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第2号のゴールキーパーB級コーチライセンスが付加される。</p> <p>(3) 第1項第1号から第6号のライセンス保有者で、ゴールキーパーC級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第3号のゴールキーパーC級コーチライセンスが付加される。</p> <p><u>第4条 〔ライセンスの認定〕</u></p> <p><u>1. 本協会は、第8条に定められた所定の講習会を終了し、本協会技術委員会にて適格と認められた者に対し、前条第1項第1号から第5号、第9号及び第10号の指導者ライセンス並びに前条第2項第1号から第3号の指導者付加ライセンスを認定する。</u></p> <p><u>2. 本協会は、本協会、都道府県サッカー協会並びに本協会が認定した本協会関連団体及び教育機関が主催する講習会を終了し、主催団体において適格と認められたものに対し、前条第1項第6号から第8号の指導者ライセンスを認定する。</u></p> <p>第5条 〔ライセンス保有者の登録義務〕</p> <p>本協会がライセンスを認定した指導者は、JFA公認指導者登録制度に基づき、本協会に登録しなければならない。ただし、<u>第3条第1項第8号</u>に定めるキッズリーダーの登録については、この</p>	<p>フットサルのライセンスを記載</p> <p>GK講習会の受講資格変更に伴い変更する。これまでGKA-の受講資格としてA級ゼネラルの保持が条件とされていたが、B級の保持への変更されたことによる変更</p> <p>JFAが認定することを明文化した</p> <p>名称の変更</p>
---	--	---

<p>録については、この限りではない。</p> <p>〔ライセンス保有者の設置義務〕 <u>第178条</u> 加盟チームは、それぞれ本協会が認定した指導者ライセンスを保有する者を、監督又はコーチとして置くよう努めなければならない。</p> <p>〔参加義務〕 <u>第179条</u> 加盟チームは、その監督及びコーチを、本協会が実施する指導者講習会及びライセンス取得後の研修会に参加させるよう努めなければならない。</p> <p>〔講習会の実施〕 <u>第180条</u> 指導者ライセンス取得のための講習会の実施及びライセンス取得後の研修会に関することは、理事会において別に定める。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>限りではない。</p> <p><u>第6条</u> 〔ライセンス保有者の設置義務〕 加盟チームは、それぞれ本協会が認定したライセンスを保有する者を監督又はコーチとして置くように努めなければならない。</p> <p><u>第7条</u> 〔参加義務〕 加盟チームは、その監督及びコーチを、本協会が実施する指導者講習会及びライセンス取得後の研修会に参加させるよう努めなければならない。</p> <p><u>第8条</u> 〔講習会の実施〕 ライセンス取得のための講習会の実施及びライセンス取得後の研修会に関することは、理事会において別に定める。</p> <p><u>第9条</u> 〔遵守義務〕 <u>指導者は、次の事項を遵守しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 法令、本協会基本規程及びこれに付随する諸規程等を遵守すること</u> <u>(2) 選手個々の権利、尊厳及び価値を尊重し、平等に取り扱うこと</u> <u>(3) 選手の福利及び安全を最優先で扱うこと</u> <u>(4) 選手との相互の信頼を築き敬意をもって接すること</u> <u>(5) 選手が自分自身の行動に責任を持つよう指導すること</u> <u>(6) 自らが指導し推奨する行動が、選手の年齢、成熟度、経験及び能力に適合していること</u> <u>(7) 暴力・暴言を用いての指導を行わないこと</u> <u>(8) 暴力・暴言を決して許容しないこと</u> <u>(9) 暴力根絶の努力を継続すること</u> <u>(10) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと</u> <u>(11) 暴力団など反社会的勢力との取引及びあらゆる不当要求を拒否すること</u> <p><u>第10条</u> 〔ライセンス保有者へのライセンス適格性の再審査及び指導〕 <u>1. 本協会は、次の各号に該当する場合、ライセンス保有者に対するライセンス適格性の再審査を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 指導技能が低下したと認められる場合</u> 	<p>指導者のあるべき姿を提示した</p> <p>ライセンス保持者への「指導」という考え方を適用した</p>
---	---	--

<p>(新規)</p>	<p><u>(2) 本規則第9条に違反する場合</u> <u>(3) 本規則第12条に定める機関において懲罰が科された場合</u> <u>(4) その他ライセンス適格性に疑義が生じた場合</u> 2. <u>本協会は、ライセンス適格性の再審査の結果、ライセンス保有者に対して、次の指導を行うことができる。</u> <u>(1) 注意（口頭による注意）</u> <u>(2) 嚴重注意（文書による注意）</u> <u>(3) ライセンス停止（一定期間のライセンス停止）</u> <u>(4) ライセンス降級（下位のライセンスへの変更）</u> <u>(5) ライセンス失効（ライセンスを失効させるが、資格の再取得は妨げない）</u> <u>(6) 本項第1号から第5号に代えて、又は第1号から第5号と併せて、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な指導</u></p>	<p>ライセンスを持たない指導者への指導を明記</p>
<p>(新規)</p>	<p><u>第11条〔ライセンスを保有しない指導者への指導〕</u> 1. <u>本協会は、ライセンスを保有しない指導者（加盟チームの監督及びコーチ等）が、次の各号に該当する場合、本条第2項に定める指導を行うことができる。</u> <u>(1) 本規則第9条に違反する場合</u> <u>(2) 本規則第12条に定める機関において懲罰が科された場合</u> 2. <u>前項の指導の内容は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 注意（口頭による注意）</u> <u>(2) 嚴重注意（文書による注意）</u> <u>(3) 本項第1号ないし第2号に代えて、又は第1号ないし第2号と併せて、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な指導</u></p>	<p></p>
<p>(新規)</p>	<p><u>第12条〔処 分〕</u> <u>本協会の規律委員会、裁定委員会又は本協会基本規程に従い本協会の規律委員会若しくは裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会は、本協会基本規程及び懲罰規程に従い、指導者に対して懲罰を科することができる。</u></p> <p><u>第13条〔改 正〕</u> <u>本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。</u></p>	<p>改正・施行についての条文を追加</p>

(新規)

第14条〔施行〕

本規則は、2014年11月13日から施行する。